

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、平成30年第4回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成30年8月24日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・ 和解をすることについて

平成30年9月14日提出

岐阜県教育委員会

教育長

安福正寿

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百

六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教管第71号

平成30年8月24日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会

教育長 安福 正寿



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に
基づく意見について(回答)

平成30年8月24日付け法第69号で照会のありました下記議案について
は、異議ありません。

記

・和解をすることについて

法第69号

平成30年8月24日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県知事 古田 肇

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の
照会について

平成30年第4回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 和解をすることについて



和解をすることについて

平成三十年九月 日提出

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年五月二十二日に岐阜県立郡上特別支援学校の職員が自死したことに関し、平成三十年二月二十一日、当該職員の両親から岐阜簡易裁判所に申し立てられた損害賠償請求調停事件について、県は、当該職員の両親を相手方として、次の条項により和解をするものとする。

- 一 県は、申立人ら（当該職員の両親）に対し、本件和解金として、金八千二百十万五千二百六十二円の支払義務があることを認める。
- 二 県は、申立人らに対し、前項記載の金員を、平成三十年十一月三十日限り、申立人らの指定する口座に振り込む方法によりこれを支払う。この振込手数料は県の負担とする。
- 三 県は、県教育委員会において、郡上特別支援学校講師自死事案を風化させることのないよう国と同じく毎年十一月を「過労死等防止啓発月間」と定め、当該事案を題材とした全教職員を対象とする職場研修や啓発活動を重点的に行う。
- 四 県は、県立学校において、毎年五月に「郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書」を踏まえた職場研修や、職場環境を良好にするための教職員間での意見交換を実施する。
- 五 県は、申立人らに対し、県教育委員会において、「教職員の働き方改革プラン二〇一八」の各項目の実施をはじめとする教職員の労務管理を着実に実行することを約する。
- 六 県は、前項の「教職員の働き方改革プラン二〇一八」の実行状況について、申立人らから照会があつた際には、誠意をもって回答する。
- 七 申立人らと県は、申立人らと県との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほかには、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 八 調停費用は、各自の負担とする。

和解をすることについて

1 議案の趣旨

郡上特別支援学校の講師が平成25年5月22日に自死したことについて、死亡した職員の両親から、自死の原因は、過重な業務や上司の理不尽な叱責などにあるとして、県に対し約9,600万円の損害賠償金と遅延損害金の支払いを求める調停の申立てがあった。

調停での期日経過を踏まえ、平成30年8月20日に岐阜簡易裁判所から調停条項案の提示がされたため、これを次期県議会にお諮りするもの

2 事案の経緯

- 平成29年12月28日 弁護士による調査結果の報告、公表
- 平成30年 1月29日 処分及び再発防止策を発表
- 平成30年 2月21日 両親から、岐阜簡易裁判所に調停の申立て
- 平成30年 8月20日 岐阜簡易裁判所から調停条項案の提示

3 和解する内容【主なもの】

- (1) 県は、申立人らに対し、本件和解金として、金8,210万5,262円を支払う。
- (2) 県は、県教育委員会において、郡上特別支援学校講師自死事案を風化させることがないように国と同じく毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、当該事案を題材とした全教職員を対象とする職場研修や啓発活動を重点的に行う。
- (3) 県は、県立学校において、毎年5月に「郡上特別支援学校講師自死事案に係る調査報告書」を踏まえた職場研修や、職場環境を良好にするための教職員間での意見交換を実施する。
- (4) 県は、申立人らに対し、県教育委員会において、「教職員の働き方改革プラン2018」の各項目の実施をはじめとする教職員の労務管理を着実に実行することを約する。とともにご遺族から あつたときは公表。
- (5) 県は、「教職員の働き方改革プラン2018」の実行状況について、申立人らから照会があった際には、誠意を持って回答する。

議第 1 号

職員の表彰について

岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰規程第2条第4号の規定により退職する
教職員の表彰を行うものとする。

平成30年9月14日提出

岐阜県教育委員会
教 育 長 安 福 正 寿

記

本巣市立本巣小学校

教 諭 小森 美詠子 (57歳)
(平成30年9月17日付け)